『タイ買春読本・全面改訂版』有害図書指定事件レポート

静岡市の図書館をよくする会　佐久間美紀子

この事件の第一段階である、「『タイ買春読本』廃棄要求事件」については、「よくする会」で資料集『静岡市立図書館への“タイ買春読本”廃棄要求問題資料集』も出したし、『図書館雑誌』1998年10月号にもレポートを書いたので、省略する。まだご存知ない方はそれらをあたってください。

1998年12月、『タイ買春読本』出版社に賠償命令の判決が出た。同書『全面改訂版』には、出版に抗議した売買春反対の市民団体との交渉記録が収録されているが、その中で改訂版の出版に合意したと書かれて名誉を傷つけられた、との市民団体からの訴えを認めたものである。

さっそく翌年1月、「子どもの命を守る会・ひまわり」が静岡市立中央図書館に質問書を出してきた。判決後、蔵書の扱いをどのようにするか、という内容だった。この団体は名称を変えているが、廃棄要求をした「カスパル静岡」と同じである。前回は結局、廃棄要求は引っ込めないが交渉は打ち切りにする、と一方的に宣告して引き上げていったのだが、話し合いは拒否してもあきらめるつもりはないらしい。もっとも今回は、要求ではなくて質問という形をとっているので、一応変化はあったと言える。図書館は、従来通り閲覧・貸出には一切の制限を加えない旨、回答した。

翌2月、毎日新聞全国版に「“買春読本”有害指定を」という署名入り記事が出た。静岡と清水の市民団体が、静岡県教委に有害図書指定申請をした、との内容である。静岡市立中央図書館に所蔵されていることにもふれている。「ポルノ・ホラー以外が申請されるのは全国でもめずらしい」、とあった。毎日新聞は記者の署名入りで記事が出る。この女性記者はかつて静岡支局にいたことがあるらしかった。そしてこれ以後、有害図書に関する記事はみな、この記者が書くことになる。

「よくする会」は、この記事を見て青少年課に電話で問い合わせをしている。電話に出た女性職員は、「有害指定は流通規制なので、もう店頭にない本はこの制度になじまない、と説明したのですが、ご理解いただけなかったようでした。新聞記者の方にも説明したのですが、ああいう記事になってしまいました。」と話していた。

この答えを聞いて、有害指定されることはあるまいと安心してしまって、それ以後、格別働きかけなどやらずに過ごしてしまった。今から思えば事態を甘く見たことになる。有害図書指定についてあまり関心をはらって来なかった──図書館に直接関係することではないと思っていた──のが原因と言えるだろう。無関心でいるとしっぺ返しを食らうという、いい見本になってしまった。

後になって知ったのだが、同じ月、県議会文教警察委員会で質問があった。「この本は、ある市民団体から極めて有害だとの抗議の声があがっている。有害指定すべきである。指定の手続き、基準はどうなっているか。また公立図書館が保管していると聞くが、その必要があるのか。」という内容であった。県は、「指定は審議会が合議で判断している。蔵書についての判断は、図書館の責任において行われる。」と答弁している。

議会図書館に行ってみたのだが、県は委員会を非公開にしているので議事録は見ることができない。「議会時報」に掲載されている抄録で確認した。議員の名前は別の所から入手した。公明党の県議だったそうだ（注1）。何で公明党なのかはわからない。旧「カスパル」はキリスト教系だったのに。

市民団体の抗議があるというだけの根拠で、県が市立図書館の所蔵資料に介入すべきではないかという、とんでもない内容の質問なのだが、委員会は非公開ということもあって、ずっと知らないで過ごしてしまった。ただし、マスコミは傍聴できるというから、承知していた記者はいるかもしれない。

7月、ふたたび毎日新聞全国版に同じ署名で記事が出た。「『買春本』有害図書指定へ。全国初」とある。びっくりして、当日午後、さっそく青少年課へ聞きにいった。青少年課の対策担当と有害図書担当だという二人の職員が対応に出てきた。

条例の写しをもらい、もし図書館の蔵書も規制の対象となるならどの項目によるのか、と聞いたら、相手は想定していない質問だったらしくて、「さあ～“図書類の販売又は貸付けを業とする者”に該当する、ということじゃないですか。」と、あやふやな言い方だった。「業とする者」はふつう業者を言うので、公共機関は入らないのではないか、というと、ふたりしてしばらく話した後、「いや、これでいいんですよ。」という答え。

これは後になって訂正された。「何人も～してはならない」という、「何人条項」と呼ばれる条文があって、それに該当するのだそうだ。つまり県は、有害指定にあたり、図書館が規制の対象になるのは当然と考えていながら、適用条文については誤った解釈をしていたのだった。

その後、図問研や「よくする会」で対策を話し合い、とりあえず情報公開を求めていくことになった。それで県庁内にある県民サービスセンターに行ったのだが、いやはや、たいへんなことに首を突っ込むこととなり、静岡県が情報公開の全国ランキングで“失格”（最低ランク以下）になっていることの意味を思い知らされることになった。

情報公開の請求など経験がないものだから、窓口に行って申し込めば書類がすぐ出てくると、まあ、図書館で書庫本を見せてもらう程度に思っていたのだった。ところがまず初日は、情報公開室の担当者と請求先の課、つまり青少年課との“話し合い”をしなくてはならなかった。こちらが何を請求しようとするのかを聞いて、それが文書としてあるかないかを検討し、費用は幾らかかるかというようなことを説明して、納得を得た上で、情報公開申請書をだしてもらう、という手はずなのである。

そこでまず、正式申請するものは公開可能でかつ文書が存在するもだけ、にしぼる作業をしなければならなかった。こちらとしては、非公開であるとか文書はないとかいう返事であっても、申請の回答ということであれば資料になるからほしかったのだが。

たとえば指定や指定取り消し申請のための手続きについては、条例以外に細目規定が何もない、という。また、審議会に提出した資料、という項目では、肝心の審査対象の２冊を県が持っていないことがわかった。それでなんと旧「カスパル」から５冊づつ借り受けて（！！）、審議委員に渡したのだそうだ。そして審議終了後に返したから今はない、借りて審議したという記録もない、という。『タイ買春読本』の方は絶版だから入手できないのは当たり前だが、「タイ夜の歩き方」は書店で扱っているのに買っていない。

当たり前だが“ない”ものについての記録はなく、今回の申請過程でも正式には残せていない。最初に申請しようと思って作ったリストに、県との話し合いの内容を書き添えて、内容に間違いが無いことを確認してもらった文書を、一応つくってはあるが。

第二に、静岡県は情報公開に手数料がかかる。これが情報公開全国ランキングでの失格要件なのだが、文書１件につき200円だという。公開請求１件につき、ではないので、恐ろしく金額がかさむ。最初に作ったリストを見せたら、これ全部請求すると何万円もかかりますよ、と言われてしまった。

たとえば、ここ数年どんな本がどんな理由で有害指定されたのか調べようとしたのだが、審議会は毎月行われていて、その記録は1月分が１件となる。１年分を請求するとそれだけで2400円、それにコピー代が1枚30円かかる。年会費2000円の「よくする会」ではとても払いきれない。で、結局、どうしたら一番効率的になるか、安上がりになるか計算して、つまり料金から逆算して請求リストを作り直すはめになってしまった。情けないけれど、これが「よくする会」の実力なのだから仕方ない。

数日後、あたらしく書き換えたリストを添えて、青少年課に申請書を提出。これでいいですね、と確認して手渡したのに、記入漏れがあったというので、翌日もう一度行かなければならなかった。たまたま県庁近くに住んでいたので何とか対応できたものの、ちょっと離れた地域の住民は、それだけで半日仕事になりかねない。勤めていればそのたびに休暇を出さなければならないだろう。これでは情報公開などとてもやってられない、ということになっても仕方ない。

そうやって申請書を出してから2週間後に、やっと見ることができた。

当日は、情報公開室職員2名、青少年課職員3名、出納係1名の計6名がやってきた。「よくする会」からは２名が出席した。4畳半くらいの窓のない部屋で、スチール机に向き合って坐る。窓のない部屋の向かい側に男ばかり6名ずらりと並ぶ、という雰囲気はなかなかに威圧的だ。職員の応対はもの柔らかだし、窓のない４畳半もわざとではないと思うが、気が弱い人など萎縮してしまうのじゃなかろうか。

それにしても、たかが1件の情報公開に大の男が6人がかりなんて、人手が有り余っているわけでなし、ずいぶんムダな気がする（おもに応対したのは青少年課職員1人。あとは黙って聞いているだけ。立ち会いということなんだろうか。出納係は最後の5分で手数料を受け取って領収書を書いたのが仕事）。ヒマなんですねえ、といやみを言いたくなった。

情報公開と平行して、「よくする会」では、青少年課・審議会委員・申請団体あてに質問書を出す、ということをやった。これもなかなか大変な作業だった。

まず、審議会委員は氏名と肩書きだけしか公表されていない（住所はプライバシー保全のため非公開）。青少年課に頼んで渡してもらおうとしたのだが、拒否されてしまった。なんとか肩書きから住所を調べ（もちろん図書館が役に立った）、郵送したが、予想通りというか、返事は帰ってこなかった。（注２）

旧「カスパル」は前回も“当て逃げ”同然だったから別に驚かないが、青少年環境整備審議会委員という公的性格の肩書きを持つ人間なら、そのことにもう少しは責任意識があるのではないかと期待したので、やっぱりとは思いながら、いささか失望せずにはいられなかった。

なにしろ審議会は、18才未満に限ってであれ、閲覧・販売の制限という私権を制限する権限を持つのである。1冊の本の販売禁止判決を得るために、裁判でならどのくらい争わなければならないか考えれば、審議会答申の持つ重みがわかるだろう。そういう決定をした責任は、当然引き受けなければならないはずである。しかし、どうもそうは思っていないようだ。

もっともこの審議会委員、選出規定や基準など何もないという。実際は議会やPTA、業界団体などの代表で、県が任命するといっても人数を割り当てるだけで、後はその団体の内部で選出するのだそうだ。そしてその団体と割り当て数は、条例制定以来変わっていないという。もちろん図書館代表は入っていない。（注３）

だからこれは、言ってみれば他の審議会・協議会と同じくあて職・名誉職であって、答申に対する責任意識など期待するのがバカだ、というようなものなのであろう。われわれは諮問を検討しただけ、指定の責任は県にある、と返答するのが想像される。

一方県の方も、青少年課の回答では肝心な部分はすべて、これは県民の代表たる審議会が慎重公平に検討して決めたことであり、われわれはその答申に従うだけだ、となっている。典型的な無責任構造である。

で、その県青少年課は、質問の回答は文書ではなく口頭で行いたい、と言ってきた。文書で出した質問に口頭で回答するなんて、通常の行政の対応としては考えられないものである。いや、文書では紋切り型の回答になってしまいますし、私どもとしては皆さんに充分説明して、納得していただきたいので、と担当者は言うのだが。文書での回答に口頭での補足説明、というのが普通じゃないのか？

出席できない会員に正確に伝えなければならないし、後で議論が錯綜したとき、言った言わないのトラブルになってしまうことだって充分あり得るから、とねばって、やっと、やりとりを録音してそれを文書におこす、という形で決着した。できあがった文書は、担当者に目を通してもらってから仕上げた。加筆訂正があればいくらでも直します、だから後になって、これは青少年課の見解をゆがめたものだ、なんて言い出さないで下さいよね、と念押しして。（注４）

こうしてすったもんだのすえ得た情報のうち、重要と思われるのは次の点である。

1. 審議会に提出されたものは、すべて有害指定されていること。

優良推奨については、候補として出されても審議会のなかではずされる場合があったそうだが、有害指定は例外なしに全部指定されている。確かに、今まで提出=指定されてきたのは全部ポルノコミックで、情報公開の時、実物を数冊見せてもらったが、それなりに系統だって収集しているから、1冊指定したら他も全部指定しなければつじつまが合わないだろう。しかし、どういう名目をつけようと、これは実質、審議ではない。

2. 青少年課が審議会に提出する本の選定には、明文化された選書規定がないこと。

　審議会に提出する本の選定が実質有害指定図書の選定になっているのだが、実際にどうしているかというと、青少年課の担当職員が市内の書店をまわって適当に購入してくるのだそうだ。この選定については内規も基準もなにもない。今までのがポルノコミックばかりというのも、別にそういう明文規定があってやっているのではないという。

　そんないいい加減なやり方だとはなかなか信じられなくて、何度も質問したのだが、これ以上のことは聞き出せなかった。もっとも、事実上何も規定がなくて、担当者の裁量でやられており、実質審議も経験がないに等しかったからこそ、今回のように付け入るスキがあったのだとも言える。

3. 有害指定という制度が公共図書館資料への介入のための手段として発見され、県がそれを容認したこと。

有害指定申請にあたって、申請団体は、かつての「カスパル」時代のことを誇らしげに、「静岡市立中央図書館へ『（改訂版）タイ買春読本』廃棄要求の経過」というレポートにして青少年課に出している。（そのレポートは、新聞記事を資料として番号付きで添えてある。どうでもいいけど、中央図書館が「廃棄しない」との見解を館内に掲示した時のスタイルをまねたものだ。こういうところでなら、相手から学習する気はあるらしい。「正面からきちんと反論してそれを公表する」というマナーも見習ってくれないものか。）

　青少年課は、図書館資料への介入事件にかかわるものだと承知の上で、審議会にかけたのだった。そして旧「カスパル」は、経過を公表していることで、確かにいまでも廃棄要求を引っ込めていないことがうかがわれる。

4. 有害指定の根拠が、認定基準の「著しく道義心を傷つけるもの」を適用した最初の事例であること。

　「認定基準」の文言は、この手のものがみんなそうであるように色々おかしなところがあるのだが、特にこの「道義心」条項はひどい。1番目が「民主主義の原則に反する思想や行動を極端に表現しているもの」とは、まるで不敬罪扱いである。

　そして最後が「その他素材、表現等において青少年の道義心を著しく傷つけるもの」となっていて、思想的に問題ありと認めたものは、何でも放り込めてしまえるようにつくられている。その「道義心」条項適用に道を開いてしまったのだ。

5. 絶版になっており、すでに入手不可能であるものを有害指定したことにより、この条例の性格を、流通規制の枠を越え、純粋に内容批判として機能するものに変質させたこと。

青少年課は質問に答えて、有害指定はあくまで青少年に対する保護を目的としているのであって、成人による内容判断に立ち入るものではない、と説明しているが、絶版本を指定したことで、内容批判を目指していると見なされてもしかたない。

申請者が提出した理由がそもそも“出版倫理を問う”というものであり、指定することでそれを認めた形になった。マスコミに流通する段階では、明らかに、“成人に対しても出版物の内容を倫理的に特定する条例”の意味を帯びていた。

　また、県は絶版図書を指定した理由として、すでに販売されたものがあり、その周辺にも青少年はいる、と答えている。個人の蔵書や読書活動にまで規制が及ぶと明言しているのである。

6. 新聞社が特定の市民団体と結託してキャンペーンをはったこと。

　毎日新聞は廃棄要求事件の時から「カスパル」の同伴者としてふるまっていて、ミスリードを誘うような見出しで事件を報じていた。今回も明らかに有害指定をすすめる方向に、そして有害指定が成人に対しても内容批判を意味するものになるように、報じている。

　聞くところによれば、朝日新聞も今年、静岡県内の市民運動と連携して似たようなこと（出版物を回収させる）をやったらしい。弱者救済や性的秩序維持を掲げる市民運動が、公権力による規制を要求するのは珍しくないにしても、ジャーナリズム自らが言論統制に荷担する、その出発基地に、どうやら静岡県はなってしまった。

それよりなにより、当の審議会委員にマスコミ代表が定席を確保していることが、そもそも問題だと言える。今回タイ関係の２冊を審議した４人の委員の中には、読売新聞静岡支局長が「十二社」会というマスコミ団体の代表としてはいっていた。最近はこういう例をあちこちで見かける。これでは審議会の答申について公平中立な報道はできない。

7. 有害指定以後について、県はまったく政策を持っていないこと。

通常指定される図書は、前にも書いたとおり100％ポルノコミック雑誌で、10月号を9月28日の広報で告示したりしていて、つまりは政策なんか不要なほど有効性のない指定なのだから、なくても不思議ではないのだが。そこに、初めて一般書が指定された。図書館にある、書店にもある。どうするか。

条例による規制をするためには、相手が青少年か否か特定しなければならないのだが、県は、指定後のことは一切店の責任である、という。そして条例によれば、違反が通報されたら処罰されるのである。指定後の扱いは警察が担当するということだ。

これでは過剰な自主規制をうながして、青少年あいての流通規制であるはずのものが、簡単に絶版を導き出すのは当然の結果であろう。公選されたわけでもない審議会委員による１回だけの審議で、事実上特定の本を絶版に追い込むことができる。実に安直な出版規制の可能性が出現したわけで、この制度が悪用されないための対策を県は持つべきだし、県民はそれを要求していかなければならない。

当然、対策は図書館にも必要となる。

8. 全国的に特定の本だけがやり玉にあがっていること。

この10月に、清瀬市と東村山市から東京都に対して有害指定の意見書が出された。ここでも取り上げられたのは『タイ買春読本・全面改訂版』『「タイ夜の歩き方」の２冊だった。２市の意見書は、取り上げた本だけでなくて、本文までも殆ど同一である。静岡のとも共通する部分は多い。

同じ出版社からは『ベトナム夜の歩き方』をはじめ、バリやフィリピンなどアジア各国のシリーズが出版されているのだが、申請者は見向きもしない。いずれの申請理由にも、アジアの貧しい女性達の性的搾取を助長するものだから規制すべき、とあるが、それでいてタイ以外は無視しているのだから、自分たちの理屈にもあっていないのだ。あるいは買春奨励本だからいけない、とも主張しているが、ではなぜ週刊誌などにあふれている買春奨励情報には何もしないのか。

つまり申請理由はいずれも、この２冊を特定する充分な理由にはなっていないのである。だから、現在の出版状況からすればこの選択は恣意的にしか見えない。これでは申請者の意図がどうであろうと、結果としては、極めて恣意的な理由による出版規制をねらった全国キャンペーン、となってしまうのである。

　以上、問題は無数にあるけれど、しかし収穫も無くはない。少なくとも静岡県の青少年課の回答は、（先ほどは悪く書いたけれども）これからちゃんと使おうと思えば使っていくことができるものだ。

「青少年条例による有害指定は、あくまで判断力の未熟な青少年を保護するためのものである。従って18歳以上の一般成人が読むのは自由であるし、価値判断にも介入するものではない。ましてや出版に対する規制は意味しない」

いま、青少年条例や有害指定そのものの是非を論じようとしたら、たぶん図問研でも意見の一致を見ることはできないだろう。ましてや売買春の問題にはとても踏み込めそうにない。しかし、条例を逸脱したり拡大解釈してはならない、とか、恣意的な運用は公平の原則にはずれる、とかなら主張していけるのではなかろうか。もし静岡で指定取り消し申請をするにしても、そういう方向に立論していく事になるだろう、というか、今のところそれしか思いつかない。

せめて県教委の条例解釈を守れ、と“市民派”に言わなければならないなんて、なんたることか、とは思うけれど。前にも書いたとおり、“自由派”と“人権派”が図書館を舞台に食い合いを演ずるような事態は、なんとか避けたい。

それから、県への質問の最後は「今回の有害指定と審議会の内容を県民が検証できるようにするため、問題となった２冊の本を青少年課が所蔵して、情報公開の対象にする考えはありますか」というものだった。県は、「今までの指定本も保存してきたし、やる方向で検討します」と回答している。これを実行してもらうように、これからも要望していきたい。

一般書を有害指定して、事実上の絶版に追い込むような運動への有効な対策の一つは、こうした情報公開の確保であろう。そしてそいう時こそ、図書館がその一環を担ってくれることを願っている。静岡市立図書館は、「よくする会」の問い合わせに、今回の指定への対応として次のような措置をとると回答した。

「『タイ買春読本・全面改訂版』は従来通り書庫に保管する。利用希望者には18歳未満か否かを、貸出の場合は利用カードで、閲覧の場合は口頭で確認して、18歳以上に提供する。」（この措置は、県に照会して確認を得たものだとのこと）

法のゆるす範囲内で、最大限資料提供を確保する姿勢を鮮明にした対応である。この姿勢が維持されるよう、私たちの会もサポートしていきたい。

注１　滝田光男　静岡県議会議員

注２　この件の審議会を担当した委員は次のとおり

浜野満洋　　十二社会　読売新聞静岡支局長

太田芙美子　富士川町議会議員

山田美津子　静岡県立大学短期大学部教授

湯口幸次　　静岡県公立高等学校PTA連絡協議会副会長

注３　県立図書館職員が、委員としてではなく幹事として審議会に出席することはあるらしい。ただし、この件の審議会には出席していない。審議会での県立図書館の役割については、「よくする会」で県立に文書で問い合わせ中。静岡市立図書館への質問と同じに出したのだが、こちらはまだ返事が来ない。

注４　質問書と県の回答記録はべつにまとめてあります。読みたい方は事務局まで請求して下さい。